KODAK Color Control Patches
Kodak
Blue
Cyan
Green
Yellow
Red
Magenta
White
3/Color
Black

明治孝節錄卷四

久保田兼吉

駿河國（静岡縣）富士郡西邑奈村久保田兼吉八年十三四の幼児なりしが、平素温厚篤實なる父母に孝養を盡せり。父は貧困に逼まれて發狂し、母は持病ありて常に伏せり。兼吉幼なごころにこれを憂へ、野菜干魚の類を未明の頃より黄昏までうぎ、ありき家にかへりて、ふしもいとも夜もおこらず父のかたはらにゐて、父の心を慰めしむ。かゝる

広島大学 教 53546 図書

神奈川縣平戸谷村の農民とりみ喜右衛門は性質温厚で農業と船業を兼ねて居たが、ある年の秋のこと、二人の子供を連れて漁に出かけた。ところが、その日は風波が荒くて、なかなか魚が獲れなかった。夕方になって、ようやく二匹の魚を獲ることができたので、喜右衛門は大変喜んで、家に帰ってから、妻と共にその魚を料理して食べた。ところが、その夜から、喜右衛門の家族は次々と病気にかかり、ついに喜右衛門の妻も死んでしまった。喜右衛門は、妻の死を悲しみながらも、自分の病気を治すために、医者にかかったが、なかなか治らなかった。

喜右衛門は、妻の死後、一人で家業を続けていたが、ある日、漁に出かけた帰りに、海の中から、一人の女の人が現れて、喜右衛門に向かって、「私は、あなたの妻の霊です。あなたが、私の死後、悲しんでいるので、私は、あなたを慰めるために、ここに来ました。」と言った。喜右衛門は、驚いて、「妻は、死んだはずだ。」と言うと、女の人は、「私は、死んだけれども、あなたを慰めるために、ここに来ました。」と言った。喜右衛門は

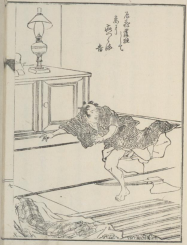

どとしてうさんの成 僧を抱きて旅籠を出ずる。母
もとよりせんかたなく泣く泣くあとを慕ひ行く。
もうでにと十念をさづけ、「なむあみだぶつ」と
唱ふれば共にとなへ、「なむあみだぶつ」と唱ふる時
おのおの口をとぢたれば声の聞えず其ま
ま息たえぬ。母は「ヤレ死なしたか」と驚き
叫びもし、悲しみもすれども、助三郎はそう
つぶしもせず、「ヤレ死なしたか」と言ふばかり
やうすを見ねばならぬ。そこそこに過ぎ

う小助三郎母の病を案じて、「ころりころりと
死ぬるがせんだうなら、ころりころりと逃げ
ずにおくれ。ころりころりと逃げずにおくれ。」
などと、うたひながら、ころりころりと逃げ
ずにおくれ。」と、うたひながら、ころりころりと逃げ
ずにおくれ。」と、うたひながら、ころりころりと逃げ
ずにおくれ。」と

らめとるみつるうらへけりうら技裏のる篇、くる
技三年をかへ過ぎて春間の頃、ゆ神ら儀ゆ飲み
けんめるうらへ飲めるうら後しめるうらへ
れてのうらへ飲めるうら技裏時の中るまでをて、ゆ矢
勘三郎、ゆ矢ゆ裏ゆ矢ゆ裏ゆ矢ゆ裏

せしめ、家いと貧しけれども日々のさとかばかりの酒肴をもとめ、口腹心志の奉養を致しけるに、父六十七歳にてこまかりしかば、尊儀をとりしめ、跡の弔ひを、ねんごろにしたり、その後、姉弟睦しくとくせる長悌を賞し賜ひ、金七百匹これを賜ひ、

儀野甚之助并妻よし女

甚之助は肥前長崎長崎の福江の者なり、をさなき時父を喪ひ後妻を迎へしより、殊に農にはれ、夜半にいねて、おとたらせ、母の臥褥を窺ひ、朝夕の飲食

にもいたく心を用ゐけり、妻よしまた志操自した者にて、夫と共に母の奉養をむねとし、ゆるゆる肆店を選ぶ、生菓蒸餅の類ひを求め、土産といひて老母を悦ましめ、ぜしほどに母九十餘になるまでながらへたまでも、さがりの給ふる事に忘れて常に夫婦の介抱に老を慰めけり、また耕作をはじめ、調役とする人におくまし事なかりければ、縣廳においても、いたく優稱して賞典を賜はれり

佐藤界兵衛妻をよ

もよみに陸前國牡鹿郡石巻村の佐藤某が子

青名をたてしとて賞典金五百匹を賜はる

渡林志三郎

志三郎ハ陸前國宮城郡

賞賚として賜はれども

しゅんな女

しゅんな陸前國宮城縣桃生郡大濱の阿部久藏が養女なり。留松といふも沈く婢なり夫さいのとし病死してふたゝび困窮に進むるに養父久藏六十九歳養母六十七歳二人ともに老衰して産業をえいとなすことはたゞひとりの加ふるに幼児二人あるを。一身のかせぎを以て。四口の老幼を養ふぎらにたゞせうしゆ事なれども。刻苦して。小児を愛撫し父母の歓心を失はず。孝養を盡せる。稀なる女なるを以て。金五百匹を賜ふ。

とは女

陸前國宮城縣桃生郡中津山村の笠原義藏が女とは。幼なりしより孝心ふかく。父母ともに眼病にて。盲になれば。としを逐て困窮に至れ。かの祖父濱助祖母もともに老衰して。農業をえいとなすことはたゞひとりのもたらしたるにて。両親の癒疾。祖父母の衰老に。孝養を盡せる誠にいとをしく。憐む所き者なり。是によりて。賞典金五百匹を賜ふ。

井関文蔵

文蔵ハ出雲國島根郡上溝呂村の農民なり。貧窮のなかにも老母をよく養ひて孝をつくしけるを、母ハ常にあハれみけり。文蔵ハ性質正直にして、人と争ふ事なく、家業を勤めて怠らず。老母の病に臥しける時ハ、昼夜傍をはなれず看病して、よく孝養をつくしけれバ、其所の領主より褒美を賜ハりけり。

如来とほうる丈堂のこゝろにまかせて、母の安楽を願ひて、其孝心の深きを賞せられ、己が物とせしその行状を賞せられ給ひけり。

孝子傳吉

近江國蒲生郡野田村の農夫傳吉ハ、幼きより父母に孝をつくし、家貧しけれども、よく父母を養ひて、其身の苦しきをいとハず、農業を勤めて怠る事なかりけり。

ころな教諭を加へて、やうとゝ解得せしめ候ども、
あほ哀泣悲痛、すこしに人をして感慨せしむるにて
も、至孝の者あるによりて、金五圓を賜ひて褒賞せ
られけり。

きく女

駿河國 都岡縣 靜岡の村木町にきくといふ女あり。父を
三次郎といふ。たゞくなくなりて、母ひとりにあまり
きく十七歳にて人のつまとなりしかど、不幸にして
家にか居れり。そもそもこれ弟和助と共に、こと

ろをあはせて、母につかへ居、孝養を盡しけり。然るに
母いかなる事にはどろきしか發狂しくかまこれ
療治をかふれども、さらなその驗あし。さるにより
こゝかしこよせ、きくを婦にとこふ者あれども、母の
身のうんをうしろめたく思ひて、さらにうけひかず。
もしよせ貧しき者あるを殊に近年いたく窮したう
けれ、弟和助母をきくに任せて、横濱に出たり。その
後きくひとりにて、衣服の洗濯あとをしいさゝかの
貨錢をもて、母の保養をはぎり、なくなきとの事とも

ちたく、つひに年満たりしかど、あれはつらためて、その家に仕合けるに、何事にも力を盡して、晝は日もすがら奔走し、夜は深くまで、家内の雜事をとり行ひ、ひるは米を搗などして、いねもやらず、また菜園の動耘に至るまで、少しも人にまかせしたりけれども、今の源太郎が父、おなじ町に居宅をもとめ、遣しけれども、引つゞきて、日々主家にかよひ、始終三十七年の間、一日の如くつとめて、類ひまくなれば、とて、金五百匹の賞典を賜へり。

盲女志

大和國奈良郡武下郡鳥川村の永井佐平が女志、幼稚にして疱瘡を煩ひ、両眼とも明を喪へり、生長に隨ひ、こまを歎きて、縫針を學びたりしに、數月にして、その綱領を習解し、日を追ひ月を越えて、つゐに業に熟し、平常こまを以て活計とすなり、その最縫の巧みなる、眼のみゆる婦にはとうまゝ、かゝ夜中閨室にありて業を營むに、燈光をたのまゝ、日夜孜々として勉勵し、管利を得ることし明者の及ぶ所にあらず、嗚呼

佐渡國相川縣 雜太郡新町の倉内仁吉が婚ちたれ同村の半三郎といふ者の女あり。仁吉が家に嫁して一人は女子を設けたりけるに夫仁吉なりそひの為に他國に出て後いづこにかゆるに於ひとりしてもせ花とちゑひとせ家を守せて男に仕事幼女を撫育し貧窮の中ありしが女の手業を以て日ゝの錢を得食物其外たらはれ事あたかりにして男の齢七十にあまるまで十餘年の間一日の如く孝養を盡したる奇特の者あれはとて賞典を賜はれり。

岩佐岩吉

岩吉は阿波國名東郡 那賀郡下福井村の者なり。安政六年に兄唯吉といふ者より田畠の分與を得て別家を建農業にそへて絞油をしこの外荒物などを賣て世をこたりけるが性質篤實にて晝夜勉勵せしほどに家産半月にしたがひて繁昌しけり。これ全く兄唯吉の恩義による處ありと思ひて分與せし田畠をは本家にかへしたたよしと懇にいへとも唯吉はまた一度つかはしてめしが家祿とあれ

きれ、そがうたへ取る事きふあらしと、再三辞退ふ
れよびたりしかとこれ根本を培養し、基礎を堅固
にする為あるをしひ諭しそ、つひに兄が家にかゝる
しけれ、嗚呼嬉に聞きても、自らのかたを増まわし
がるが常人のあらそしなるを、此兄弟の如き分亂
の交ぎを厚くし、友愛の誠を盡せる實に世俗の繼
ともなる慈けれいとて、驚嘆いたく若吉を賞したり
とぞ。

石原淺吉

阿波國名東郡美馬郡半田奥山なる石原淺吉といふ者、
夫婦あるに、孝行の聞えある者あり、母はさのろとし
死し、父千之助七十餘にて、手足のかなはぬ者にあり
き、病きへとこしあるの老人あるを、夫婦介抱に心を
盡し、夏は背負ひて、暑を樹下に避ませ、冬は寢所を
暖めて、寒を防ぎ、また村内に祭事などあるにも
かならず負ひ行て、鮮魚を懸めし、久貧窮あれども、
父の養ひをは豐かにして、仕ふるさまは近隣感泣せき

きミの人々ハ、これらのよしにて、夫婦へ金十両の賞賜を
賜ひぬ。

前田忠太郎

忠太郎ハ東京三田[illegible]丁目にある者なり。父を
岩蔵といふ。忠太郎ハ十四歳の時、眼病に[illegible]
[illegible]

[illegible]

そこの町奉行より賞せられけり。その後南[illegible]
料理屋[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]その日々の賃金を[illegible]
父母を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]金一両二十五銭

を賜へり。

安吉　よの女

石見國濱田藩安濃郡川合村の善一郎といふ者、徒罪に處せられたるを、その子ともいふに十歳の幼児なるが父の懲役に苦しめらるゝを憂へ、身を以て、これに代らんと、ひとり藩廳に出て、歎願せり。また同國邑智郡日貫村の安田久雄といふ者、徒罪に罹れり。其娘よの、十七の處女なるが、父の勞役を悲歎し、安吉と同時に、廳下に出て、身を以て父に代らんことを請ふ。この両児、その厚情の切迫より、遠く山河を跋渉来れ父の為に哀訴せるゆゑ、ことに憐むべき限なれども、國に典刑あるゆゑ、允許がたし、と懇に曉諭して、家に歸らしめたりとぞ。實に明治六年八月のことなり。その日貫川合は十餘里の道路を隔てたる遠方なるをいひ合せたるが如く、同時にかゝる男女の幼児の同じきまの訴をなせる、ことに奇といふべし。その両児の泣々歸村せしを見し人、ミな道路にたちて袖をしぼりしとぞ。

豊後國大分郡志村土公總藏といふ人ありき。
常に博奕をこのみ人と賭博をのみ事とし、
遊ぶ時は何ばかりの取り引きの高にても、
一文も人に借ることなく、又一文も人を借さず、
賭博をこのみながら、人と喧嘩口論をすることなく、
人に對して慳貪の心なく、
人を憐むの心深く、
人に對して慳貪の心なく、
人を憐むの心深く、
人に對して慳貪の心なく、
人を憐むの心深く

ゟ又しく難病に煩ひて、癈疾となり。幼稚の小児も二人あるゝ。活計のよすがなきを、妻ゟ孫千辛萬苦して、夫を養ひ子を育つ。本生の父母、是を見るに忍びたまれを諭して、離縁せるを他に嫁せしめんとそかでごめしかどよね更に従はたゞ倍々節を守りて、浦右衛門ゟ看侍怠らば、其貞操めづらしき女なれバとて、金五百匹賜ふ。

附録

○相模 神奈川縣 三浦郡八幡久里濱の民にて、今ハ東京元濱町に住める。半屋茂兵衛其身ハ東京の戸籍に入りと云へども、本郷を忘れ金千六百圓餘を出して、三浦郡の内に道路を切開き往来の苦難を除けり此賞として、三つ組の銀盃を給ふ。

○讃岐 香川縣 高松亀井町の山地昇藏ゟ養母でん過し文政十三年に貧民を救はん為に家に持たりし田高二十石六斗九升三合の地を、售藩に出したりけるを、萬延元年にでん死去せしかば、その後その地をなしと

せしとぞ。

○大阪府にて有名の富民、山中善右衛門、廣岡久右衛門、長田作兵衛、この三人とも、各金千圓、長田作五郎より金七百圓、こたび府下に小學校を建設へる入費のうちへとて差出せり。

○岩代福島縣の信夫郡上飯坂村の熊坂宗兵衛、片平伊達一といふ者、かたらひて、信夫伊達の境、摺上川十綱の渡に橋を架し、來往の便をもからんと、宗兵衛金百圓、伊達一金五十圓を、衆に先だちて、これを出し、

有志の者を根起せしめて、つひにその事をなしをはたり。二人ともに、富民といふ事なれども、しらぬ借家にその身をすれども、とりどころ衆業をいとなみ、有餘をもて、いさゝか積金たりけるに、こゝをも身一人の為にもからず、衆にわたしはさんとこゝろざしゝほど、盛きなりし。かの宗兵衛は七十九歳の老人伊達一は、目のうえぬ癈疾者なるが、かゝ憤發したる、殊にめつらしといふ事し。

○華族前田從三位より、家祿の内一萬石、文部省に

献上、松茸の土産を送られたり。

○発弾圏内の大野郡・福寺村の護魔ヶ原稲井忠衛門の三男・稲井忠一は、昨年十月、陸軍歩兵第七連隊に入営したるが、今回の発弾圏内の警備を命ぜられ、去る十日、同地に向け出発したり。

○福井市内の某小学校にては、教師の留守中、生徒が悪戯して、教室の机を倒したりとて、教師より厳重に叱責されたるが、その翌朝、その生徒の父兄が、その机を修繕して学校へ持ち来たりたるが、その机の脚の一つが、何者かに鋸にて挽き切られ、短くなりおりたるを以て、教師は大いに憤慨し、その父兄を呼び出して、厳重に叱責したりとの事。

○福井市内の某小学校にては、教師の留守中、生徒が悪戯して、教室の机を倒したりとて、教師より厳重に叱責されたるが、その翌朝、その生徒の父兄が、その机を修繕して学校へ持ち来たりたるが、その机の脚の一つが、何者かに鋸にて挽き切られ、短くなりおりたるを以て、教師は大いに憤慨し、その父兄を呼び出して、厳重に叱責したりとの事。

○福井市内

○常陸国鹿島郡須田村の戸長須田市蔵柳川新四郎長柄川宗右衛門の二人を告訴し、其罪状よりするに、この二人は、殊に過日中のうるさき御用向きの事柄にて、金三百五十圓を出金せしめ、其内金五十圓を、自己の懐中に納めたるの廉にて、其筋の役人より、取調べを受けたるが、其の筋にては、この二人の者を、重き罪科に処すべきものと、思惟したるにや、何の沙汰もなく、其儘に打捨てあるを以て、市蔵は、鹿島郡小野村の代言人、岡野知十郎氏に依頼して、其筋の役人へ、再三再四、嘆願したるに、其の甲斐ありてか、此の二人は、漸く、其筋の役人より、呼出しを受けたりと、

○東京府下の人民の自由を得せざるあり、其中にても、さきに、一等の警部にて、警察官の中にも、非常に権威のありて、貧しき人民より、金を貪る事を、ほしいままにせし、元大阪の警察官にて、今は、東京府下、日本橋区、蠣殻町、一丁目、十番地、に、居住する、何某なる者が、其の地を、管轄する、日本橋区、蠣殻町、交番所の、巡査より、聞き及びたるにや、此の者を、呼出して、厳重に、取調べたるに、其の者は、元来、大阪の人にて、其の地にては、相当の、財産家にて、其の上、大阪府下の、警察官にて、権威ありし、人物なるを以て、其の筋の、役人にても、容易に、手を下し難かりしが、其の筋の、役人は

○石見國（濱田縣）美濃郡北仙道村の田表八郎、主篤實にして、陰德を好めるさるゝ事、其邑及び隣村の道路橋梁を自費を以て造築せし事、枚擧にたへず、身剛戸長にて、ひそかしき身なれども、職務の餘暇になほこゝかしこゝ廻せしこと、自ら首となりて、破壞ある所々をれ、ことゝくこれを修繕せり、鹿鹿その志を嘉賞したりとぞ。

○相模國（足柄縣）足柄上郡の駒形新宿の和田與右衛門といふ者あり、うまれつき篤實にして、家富めり

緒、新の御世に沙汰をしるゝ、衆に先んじて、家國を改め、こゝろ、農家にて祀す來る庚申甲子の祭を廢し、その費を省き、新に何講とかいふを建講日にハ博識の人を招き、村中の男女を集へ文明開化の說を教諭し、また窮民の爲に許多の米金を賑貸し、更にその償を索めることなりて、一村一家の如くをさまりて、與右衛門になりかぬ者なりとぞ。

○武藏（入間縣）の以丘郡福田村の小林勝五郎、父丑太郎

造築を補けんよしを願ひたるを縣廳のたく賞
譽して、允許しかば各村の人夫八百十五人余
日々出て、土木に精勤せり、縣廳その勞を慰め、毎日
構酒を給ふるに、ひとりて四萬五千五百余の人員
にあれりしとぞ。

○越後國新潟縣岩舟郡平林村と、宿田驛との間字を
田中冲といふ處は、四時の別なく、西三日も雨降ぬ
ほどけば、水漲つて道に溢る、往來の諸人の困難大
かたあらぬ處あるを、千眼寺の先住寛同わたりひ

たちて、幅二間、高三尺、長二間余を自力を以て石垣
にせんと、既に修理に取かゝるとなれば、成功半
ありしとして死せりしかば、當住寛孝、先住の遺志
を継ぎ、困苦を忍びて、つひに落成せしめたり、さらに
此處僻遠の寒村にて、かの千眼寺、さらなれば其しき
貧地なれども、寛孝五十六歳の老躰なれども、寒暑を
犯し、やくもすれば、砂漉を石壞ると難所をつひに算
しめけり、僧侶の身を以て、報國の志を忘れざる、縣廳
のたく褒めて、賞典に及ぶり。

○越前國[illegible]の酒井港の高中島十郎平、金百圓、英ニ申のとしよりて、子のとしまで、五年の間に、ごしごし米五十俵づゝ、校費のうちに獻呈せり。

○爲替會社の廻漕取扱所の頭ゑ山木誠一、市中の川川にて、溺死せし人の亡骸を鳥犬の爲に屠破せらるゝ、いかにも醜しく堪ぬる事なりとて、見あれる所々にて、撫使をとひ、自費をもて、深川淨心寺境内に埋葬されたまへし、願ひ出けるに、奇特なることなりとて、

とて免許あり。

○飛驒[illegible]の高山青木莊兵衛といふ者、酒倉を建築のとりかゝ、失火しを、その日しも暴風なりしかば、延燒數百戸に及ぶるを悼ミ、燒遺し調度を賣却し、金三百圓をあつたことを以て、火災消防の器械を買ひ求め、縣廳に獻じて、豫備の一助とせんことを願ひしかば、許容ありて、賞金七圓五十錢を賜はれり。

○利前國[illegible]和泉村の平民鈴木兵衛、その書をしと、

明治十年十一月出版

宮內省藏版校要

久學御用掛

近藤芳樹孫輯

發賣人

京都府平民

村上勘兵衛

東京第一大區二十七區

中橋廣小路四十番地

明治十年鈔卷四十